**4月からは法律に基づいて個人情報が保護されます**

**「大崎市個人情報保護法施行条例」「大崎市個人情報保護審査会条例」の制定**

問い合わせ 市政情報課文書管理担当　電話23-5091

　これまで市では、条例に基づいて保有する個人情報を保護してきましたが、令和3年5月に個人情報保護法が改正され、令和５年4月1日から地方公共団体に法律が一律に適用されることになりました。改正により、これまで生じていた各地方公共団体間での個人情報保護条例の規定や運用の相違、施策上の不均衡や不整合などが解消されます。

　市では、現行の「大崎市個人情報保護条例」（以下 現行条例）を廃止し、新たに「大崎市個人情報保護法施行条例」および「大崎市個人情報保護審査会条例」を制定し、4月1日から施行します。

※地方公共団体の条例は、改正個人情報保護法により許容される範囲内において必要な事項を規定するものとされています。

**現行条例と改正個人情報保護法の主な相違点**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 現行条例 | 改正個人情報保護法 |
| 保護対象となる個人情報の定義 | 個人（死者に関する情報を含む）に関する情報 | 生存する個人に関する情報（死者に関する情報が生存する遺族本人の個人情報に該当する場合は保護対象） |

**「大崎市個人情報保護法施行条例（以下 施行条例）」に規定する主な事項**

個人情報業務登録簿について

　改正個人情報保護法では、個人情報ファイル簿の作成・公表が義務付けられていますが、追加して個人情報の保有状況に関する帳簿の作成も可能とされています。

　現行条例においても、「個人情報業務登録簿」を作成し、個人情報の取り扱いの適性化を図っていることから、施行条例でも規定します。

開示請求について

■手数料

　現行条例と施行条例で変更はありません。

　開示請求にかかる手数料は無料です。

　また、文書や図面の写しの交付などにかかる実費（コピー代や郵送代など）については、請求者が負担します。

■決定期限

　開示請求などの決定期限に変更はありません。

　ただし、現行条例では請求日から起算して15日以内と規定していましたが、施行条例では請求日の翌日が起算日となるため、14日以内と規定します。

**「大崎市個人情報保護審査会条例」に規定する主な事項**

審査会について

　現行条例の個人情報保護審査会の規定を引き継ぎ、審査会の設置、組織および調査審議などの手続きに関する事項を定めています。